

○大洗町生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱

(平成7年10月31日告示第27号)

改正 平成14年3月5日告示第18号 平成27年12月28日告示第43号
令和2年3月31日告示第34号

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの減量化対策の一環として、生ごみ処理容器(以下「容器」という。)を購入し、設置した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱について「容器」とは、土中微生物を利用し、生ごみ等を発酵分解し、ごみ容量を減少させ、土壌還元(堆肥化)することを目的とするものをいう。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、購入した容器の価格(消費税相当額を除く。)の2分の1に相当する額(100円未満の端数は切り捨てる。)とする。ただし、電動により生ごみをかくはんさせる構造の容器については、2万円を限度とし、電動以外の容器については、3,000円を限度とする。

2 補助金の交付の対象となる容器の基数は、1世帯について1基とする。

(補助金の交付要件)

第4条 補助金は、次に該当する者で、容器を購入し、設置したものに対し交付する。

(1) 町内に住所を有し、かつ、居住していること。

(2) この要綱による補助金の交付を申請日から起算して5年以内に受けていないこと。

(3) 町税を滞納していないこと。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、生ごみ処理容器購入費補助金交付申請書(様式第1号)に生ごみ処理容器等の購入に係る領収書その他必要な書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請を受理したときは、内容を審査し、交付の可否を決定し、生ごみ処理容器購入費補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者は、生ごみ処理容器購入費補助金交付請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 申請者が、虚偽の申請又は不正手段により補助金の交付を受けたときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成7年11月1日から施行する。

附 則(平成14年3月5日告示第18号)

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月28日告示第43号)

この告示は、平成27年12月28日から施行する。

附 則(令和2年3月31日告示第34号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。